

## 小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和5年3月22日
- 2 開会年月日、時間 令和5年3月29日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町公民館 講堂
- 4 委員総数 15名  
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数  
・農業委員 8名  
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭  
小林 茂幸 小林 広幸 牧 けい子  
・農地利用最適化推進委員 6名  
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男  
関谷 正治
- 6 欠席委員 1名  
関口 実夫
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 宮崎 貴司 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項  
議案 第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案 第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案 第31号 農用地利用集積計画の決定について  
議案 第32号 令和5年度農作業標準労賃及び機械作業標準料金の決定について  
議案 第33号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について  
報告 第18号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告 第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告 第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について

### 10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数9名、出席者8名で定足数に達しておりますので、ただ今より3月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、6番小林茂幸委員、7番小林広幸委員の両名をお願いします。それでは、これより審議に入ります。

議案第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願

ます。

事務局：（朗読）

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 1 ページをご覧ください。申請地は、小布施橋を長野方面に渡って、堤防道路の東屋を目印に北へ進んだ辺りの堤外地です。

貸付人は東町の方、借受人は長野市にお住まいの方です。貸付人はお勤めをされていて農業はできないため、申請地は現在すでに別の方に貸し付けて 5 年が経つところで、その貸借契約期間が今月末で満了を迎えます。しかし、その借受人が契約を更新しないとしたため、次の借受人を探した結果、町農地バンク事業の調整においてご覧の条件で話がまとまった、というものです。

労力は基本的に本人と両親の 3 名です。自宅からの距離は 5 km、車で 10 分程度とのことです。借受人はこの区域内において他にも自作地や借受地が多くあり、申請地のそばにも借受地があるという状況です。所有する農機具は、SS1 台、乗用草刈機 2 台、乗用耕耘機 1 台、高所作業車 3 台となっています。

申請地は本日時点ではモモ畑で、この作付状況は許可後に借受人が変わっても変更される予定はないことから、周辺農地に及ぼす影響も特段なく、問題となることはないと考えます。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

議長：質問ではありませんが、この話は、借受人が町農地バンクに借受希望で登録して、貸付希望で登録されていた農地を借りてもらったという事例です。このように、小布施町以外の方にも積極的に借りてもらふことや、借りてもらふように働きかけていくことが今後も重要だと感じます。

議長：他に質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 1 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 1 は許可とします。続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 2 ページをご覧ください。申請地は、くだもの街道を中野市方面へ進んだところの一番北の区域内で、真引川沿いの鉄塔が建っている所です。

貸付人は清水の方、借受人は須坂市にお住まいの方です。

貸付人はお勤めをされていて農業はできないため、申請地はすでに別の方に貸し付けて 10 年が経つところで、その貸借契約期間が 4 月末で満了を迎えます。しかし、その借受人が高齢化を理由に契約を更新しないとしたため、次の借受人を探した結果、現在の借受人からの紹介によりご覧の条件で話がまとまった、というものです。

労力は本人 1 名です。自宅からの距離は車で 20～30 分とのことです。借受人は小布施町

で耕作地をもつのは今回が初めてとなりますが、お住まいの須坂市では借受による水田耕作が約 2 町歩もあることを確認致しました。所有する農機具は、軽トラック 2 台、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、乾燥機 2 台となっています。

申請地は水田であり、契約締結後もこれまでどおり米作りを継続する計画であることから、許可後も周辺農地に及ぼす影響も特段なく、問題はないと考えます。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 2 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 2 は許可とします。

議長：議案第 30 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 3 ページをご覧ください。申請地は、北岡の西證寺の北東に位置しています。

貸付人は借受人の親で、申請地の東隣接地にお住まいの、北岡の方です。議案書をご覧のとおり、借受人は長野市で賃貸住宅にお住まいですが、許可申請書の 3 欄の(1)転用の目的に記載のとおり、家族が増えて手狭になったことと将来のことを考慮して、親が居宅を構える土地のすぐ隣にもう一棟の住宅を建てたいと考えています。

転用面積は 2 筆合計で 113 ㎡です。ここで配置図をご覧いただきたいのですが、申請地は、1 筆目を家庭菜園として利用し、2 筆目の方を、親の居宅がある東隣接地に跨るようにして住宅を建てるのに使用したい、という計画になっています。

許可申請書の 6 欄に記載の部分について、申請地の東側は親の、西側は他者の宅地です。北側には公道があり、上下水道の本管が埋設されているため、水道はそれぞれ本管に接続します。この公道には側溝があるため、雨水は側溝に排水するようにします。南側が他者の農地に隣接していますが、そこと接する筆は家庭菜園として利用することになるため、住宅からはある程度距離が保たれることとなります。また、南側であるため、日照にも影響しないと判断しています。

工事施工に当たってはこうした周辺農地に被害が出ないように注意して行い、問題が発生した場合には、申請者の責任において対処する、となっています。

また、転用事業の確実性について、資金は父親からの借入れと住宅ローンにより賄うことを、父親による資金提供確約書と金融機関からの事前審査結果通知により確認致しました。

以上のことから、申請地の転用についてはやむを得ないものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は異議なしとします。

議長：次に、議案第 31 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：それでは、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 4 ページと 5 ページに 1 筆ずつありますのでご覧ください。申請地は、1 筆目が国道 403 号線沿いで中野市に入る手前の東側、2 筆目が矢島沖交差点から見て北西に位置しています。

こちらは平成 28 年 5 月 1 日より昨年 12 月末まで約 6 年間の利用権設定をしていましたが、貸付人と行き会えず手配が遅れてしまったことにより昨年 12 月末までで契約期間が一旦満了しているために新規扱いとなっているもので、実質的には既存の契約の更新であります。

貸付人は羽場の方、借受人は中野市にお住まいの方で、大規模な米農家です。契約内容については前回同様、引き続き米を栽培する計画となっています。

借受人について、労力は男性 2 名、女性 1 名の 3 名で、家族で営農されています。所有する農機具はトラクター 3 台、ドライブハロー 2 台、田植機、コンバイン、ハイクリブームが各 1 台という状況です。自宅からは 10 分程度で通うことができます。また、町内だけでも 8 町歩近い耕作地があります。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 5 ページをご覧ください。申請地は国道 403 号線の矢島沖交差点と矢島交差点の間に位置しています。

貸付人は中町の方で、高齢者です。つい最近まで別の方に貸し付けていたのですが、借主から耕作不便を理由に返却されたため、町農地バンク事業に登録をして新たな貸付先を探していましたが、このたび、その仲介により借受希望を出されていた借受人とご覧の条

件で話がまとまったものです。

借受人は番号 1 の申請者と同一であり、この方の状況については先ほどお伝えしたところですので省略させていただきます。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 2 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 は決定とします。続いて、番号 3 について、15 番関谷委員より説明願います。

15 番関谷委員：地図は 6 ページをご覧ください。貸付人は県外の方で、借受人は雁田にお住まいの方です。

雁田公会堂から西側に直線で約 80m の所にある農地が今回の申請地になります。作付けはブドウです。自宅からは道路沿いで約 160m と、5 分以内で行ける場所になります。

借受人の方は主としてブドウとリンゴを作られていて、隣接する畑等すぐ近くの所もブドウ畑にしています。労力は本人と奥さんの 2 名ですが、繁忙期にはお手伝いの方をお願いしています。農機具は、軽トラ 1 台、SS1 台、常用草刈機 1 台、高所作業車 1 台、乗用トラクター等、全てお持ちです。

今回の経緯は、貸付人の方は県外在住で仕事をされている方ですが、奥さんの実家が雁田で、借受人とは近所で親戚に当たります。前借受人の方からの要望もあり、今回、借受人の方が引き続きブドウを作っていくというふうにお聞きしました。

以上のことから問題なくブドウ作りをされていていただければと思いますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 3 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 3 は決定とします。続いて、番号 4 について、12 番桐原委員より説明願います。

12 番桐原委員：地図は 7 ページになります。山王島の雨水排水ポンプ場から東側の所の園地になります。

貸付人は山王島の方、借受人は福原の方でございますが、借受人の状況については先月の総会でも議案があり説明をさせていただいたところです。

貸付人の久保さんは、栗を栽培されていますがもう高齢で、数年前から畑の管理ができ

なくなってきていて、ちょっと荒廃気味になっていたなか、借受人は隣の園地でリンゴと一部に栗を植えて育てていまして、自分の作物を保護する目的で、この畑を借り受けるようにしたい、ということでございます。

農機具等につきましては先月説明させていただきましたが、SS、乗用草刈機等、必要なものは一式そろっておりまして、労力の関係につきましては夫婦2名と、季節により3、4名雇用しているということでございます。申請地までは家から5分ということですので、問題はないかと思いました。

では、審議をよろしくお願いしたいと思います。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号4は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号4は決定とします。続いて、番号5について、2番三田委員より説明願います。

2番三田委員：借受人の方は前回の2月総会後に審議しました、青年等就農計画を提出されている新規就農者の方であります。この4月から、契約に則り、就農します。

この方の里親さんの紹介で、貸付人の所有する畑を賃借する、ということでございます。地図は8ページになりますが、おぶせ温泉の北側の区域で、3筆ございます。

提出された書類どおり読み上げますと、農機具は、軽トラック1台、SSは1000Lが1台、乗用草刈機が1台、噴霧器が1台、あとチェーンソー、その他の農機具についての私財については全部整っている、ということでございます。労力につきましては、繁忙期には親御さんに来てもらうようお願いして約束してあるということです。それから、奥様につきましても繁忙期には手伝いをするというのですが、当面はおひとりで、ということで計画されています。特に問題はないと思われま。

里親さんが貸付人さんと知り合いということで、何かあった時の管理も問題ないかと思えます。ご審議の方よろしくお願いしたいと思います。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号5は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号5は決定とします。続いて、番号6から番号17までの12件について、関連していますので一括審議とします。事務局より説明願います。

事務局次長：番号6から番号17までの12件につきましては、皆さまにご尽力をいただいております小布施土地改良区の集約の関係で計画書をお出しいただいた方々のものでござ

います。申請地につきましては、番号 6 は福原で地図は 9 ページ、続いて飯田が 3 件ございまして、地図は 10 ページと 11 ページにございます。続いて中松と雁田が数多くございますが、地図の 6 ページと 8 ページにございます。個々の案件につきまして補足事項がございましたらまた各地区担当の委員さんから補足をいただければと思いますけれども、基本的には各申請地においては既に作付けが行われ営農されている土地ということですので、経営上の問題は無いと考えております。

今、この 12 件全体で 1.2ha ほどになっています。そして、この他にも実は 10 件弱の提出がございまして、これらはまだ内部で処理が進んでおらず案件にできていませんので、それにつきましては 4 月以降の議案とするよう用意してまいります。

議案には直接関係しませんけれども、この案件化していただいた契約と、新たに担い手としてお繋ぎいただいた方々を含めまして、現時点で 74ha ほどの集積に繋がりました。率にしますと、計算上は 57.9%ということで、一応、目標値の 55.7%を達成した形になっていますが、今後、精査をして削らなければならない方も出てまいりますので、最終的な結果はそれを見てからになりますけれども、現時点では概ね目標値に達しているところで、本当にありがとうございます。また今後も報告させていただきたいと思っております、よろしくお願いたします。

それでは審議をお願いしたいと思います、よろしくお願いたします。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

事務局：番号 6 と番号 9 の案件について、作付が「果樹」と記載されていますが、何を栽培されているのか分かりますか。

11 番本間委員：番号 9 はたしかリンゴだったと思います。

事務局次長：番号 6 は土地改良区理事の方がやった分かもしれないので、こちらで確認します。

議長：他にご質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 6 から番号 17 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 6 から番号 17 は決定とします。続いて、番号 18 および番号 19 について、関連していますので一括して 15 番関谷委員より説明願います。

15 番関谷委員：地図は 12 ページ報告ください。

まず、番号 18 の貸付人は矢島の方です。番号 19 の貸付人は県外の方です。借受人は水上にお住まいの方です。場所は、六川の揚水機場から都住交差点に向かって約 100m 進んだところを右折して進んだところの 8 筆が申請地になります。写真では樹木が見える場所がありますが、現在は樹木はなく、ブドウ棚が設置されていて、ブドウの幼木が植えられています。

借受人は 2 月の総会で青年等就農計画の認定に係る意見について異議無しとして決定が

された新規就農者の方です。

労力は本人とご両親の 3 人です。農機具は順次購入していく予定ですが、それまでは実家にある軽トラックや常用草刈機、作業車等を借用します。自宅からは車で 10 分以内で行ける場所になります。ただ、主には実家が拠点になるので、水上の方は住まいだけです。実家からは申請地まで 200m ぐらいのところにあります。

経緯ですが、今回の申請地は令和 3 年 4 月の総会の議案で、借受人名が父親で第 3 条の許可がされているところになります。今回の番号 19 の申請地になっている畑の所有者はもう高齢だったので、元借受人だった父親の親戚であり、且つ、今回の借受人の里親となっている方が仲介役となって話がまとまったことが議事録に明記されていました。

今回の借受人も賃借権の設定を行うこととなりますが、本件に関しては、この後の報告議案 20 号に関連していますので、後で事務局の方から説明があると思います。

議案は特に問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 18 および番号 19 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 18 および番号 19 は決定とします。続いて、番号 20 および番号 21 について、関連していますので一括して 14 番金井委員より説明願います。

14 番金井委員：地図は 14 ページと 15 ページになります。

譲渡人は、それぞれ町農地バンクに登録されていまして、借受人が役場に空いている畑がないかどうかを相談したところ、この二つの土地が空いている、ということで調整が整い、借りられることになりました。

これらの案件は、先月の総会でも同じ借受人の話をしましたが、同じく、新規就農者のための農地の確保が目的となっております。以上です。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 20 および番号 21 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 20 および番号 21 は決定とします。続いて、番号 22 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 14 ページをご覧ください。申請地は、押羽の集落を北へ出た所の、墓地の少し北の道沿いに位置しています。

貸付人は羽場の方、借受人は中央の方です。平成 30 年 5 月 1 日より 5 年間の賃貸借契約をしていますが、来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。契



約内容については、前回同様、引き続き野菜を栽培する計画です。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 22 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 22 は決定とします。続いて、番号 23 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 4 ページをご覧ください。申請地は、国道 403 号線から中野市に入る手前の東側の区域内に少し入った所です。

貸付人は六川の方、借受人は中野市にお住まいの方です。平成 29 年 4 月 1 日より 6 年間の賃貸借契約をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。契約内容については、賃借料の変更以外は前回同様で、引き続き米を栽培する計画です。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 23 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 23 は決定とします。続いて、番号 24 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 13 ページをご覧ください。申請地は、おぶせフラワーセンターと北部排水処理場の間の区域内にあります。

貸付人は押羽の方、借受人は大島の方です。令和 4 年 4 月 1 日より 1 年間の使用貸借契約を結んでいますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。契約内容については、期間を 5 年間に延ばして、引き続きリンゴを栽培する計画となっています。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 24 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 24 は決定とします。続いて、番号 25 について、事務局より説明願います。

事務局：地図の資料は、15 ページをご覧ください。申請地は、中子塚神社の近くの長野電鉄の線路沿いです。

貸付人、借受人ともに中子塚の方です。平成 30 年 4 月 1 日より 5 年間の使用貸借契約を結んでいますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。契約内容については、前回同様、引き続き野菜を栽培する計画です。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 25 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 25 は決定とします。続いて、番号 26 について、事務局より説明願います。

事務局：こちらの案件は、農地中間管理事業によるものです。地図は 5 ページをご覧ください。申請地は、都住第 2 揚水機場の北に位置しています。

申請地は、12 月の審議において現在の公益財団法人に所有権移転することを決定致しましたので、今回は、そこから譲受人に売り渡される件、ということになります。

申請地は水田で、譲受人は大規模な米農家です。所有権移転した後も変わらず米栽培が続けられます。農機具類も十分にそろっていますし、町外の方ですが、現在の経営規模から見て、規模拡大後も問題なく耕作していただけるものと思われれます。以上です。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 26 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 26 は決定とします。

議長：次に、議案第 32 号、令和 5 年度農作業標準労賃及び機械作業標準料金の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、これについて、私より説明致します。

議長：議案にありますように、来年度の標準労賃と料金につきまして改定をするという案でございます。

これにつきましては、事務局と関係者において検討いたしましてこのような形で提案しておりますが、背景といたしまして、最低賃金の上昇であるとか、燃油資材等の高騰、機械等の値上がり等を加味いたしまして、前年度に比べますと値上がりしている、という内容になっております。一般作業については 910 円で前年比 30 円アップ、という内容になっております。

それぞれの項目につきまして、近隣市町村の須坂市、高山村との比較を行った上でそれに近づけるというような形と、また、昨今の経済情勢を加味して、今回はアップするという方向で、この数字になっております。

議長：では、この案について質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ議案第 32 号は決定としたいが、よろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、議案第 32 号は決定といたします。

議長：次に、議案第 33 号、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：それでは、事務局より説明願います。

事務局：はじめに、「農業委員会の状況について」です。こちらに記載のデータは、令和 5 年 4 月 1 日現在のものであり、「農家・農地等の概要について」の部分は、長野県農業会議より示された情報を記載しています。「認定農業者」の数は、前年から 1 名減の 83 件になっています。

次に、「最適化活動の成果目標」です。

まず、農地の集積について。管内の農地面積は 1 ページ目で示したデータと同じものです。これまでの集積面積は令和 4 年度担い手の農地利用集積状況調査における集積の数値と同じです。課題については前年度の記載内容から変更ありません。

目標については、令和 10 年度までに 60%という部分は長野県農業会議からの指示があった数値で、こちらは令和 4 年度のまま変更ありません。今年度の新規集積面積は、令和 4 年度中に増加した面積が概ね 30ha で、令和 5 年度は小布施土地改良区の事業のための集積の活動が継続することと、今後は「地域計画」の策定が進めば担い手の枠も増加すると考えられることから、今年度の実績同様、30ha としました。

次に、遊休農地の現状及び課題についてです。こちらは、今年度の農地利用状況調査の結果の取りまとめデータより記載しています。遊休農地の面積は、今年度は約 2ha 増加しました。しかし、課題については、基本的に農業従事者の高齢化や後継者不足という点に変わりはないものとし、ほぼ前年度のままの記載としています。

目標については、この目標の設定のために上部機関より指示があったとおりに算出した結果を記載しています。

次に、新規参入の促進の現状及び課題についてです。「現状及び課題」については令和 4 年度の実績を追加で記載しています。課題の内容は、ほぼ前年度のままですが、ブドウ畑についての記載を追加しています。

目標については、権利移動面積の実績の欄は、「目標を設定する時点で把握している過去 3 年度」とされましたので、変更可能性が無い令和 2 年度までの 3 カ年分の記載としました。続きにある面積値は、欄外の注釈のとおり、記載の過去 3 年度の権利移動面積の平均の 1 割以上、というのを算出し、そのまま 1 割に当たる数値としています。

次に、「最適化活動の活動目標」です。

こちらの記載については、令和 4 年度の目標から変更ありません。新規参入相談会というのは、今年度はどなたも参加された実績がありませんでしたが、コロナ禍であったことにより町として就農相談会に出展しなかったことや、町への就農希望者が今年度の目標を設定した後の 8 月以降に現れなかったことによるものですので、改めて、令和 5 年度は若手の担い手を増やすべく同等の目標を掲げていくことでいかがか、と考えております。

なお、この内容は、議決した後に県や県農業会議に提出しまして内容の確認が入るため、議決後でも修正等の依頼があった場合は事務局が修正することになりますが、よろしくお願ひします。

説明は以上です。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

11 番本間委員：小布施町外で認定を受けている農家の方も、今後は小布施町の担い手として、集積する側の人となる可能性はあるのですか。

事務局次長：認定農業者は、町で認定することによって計画に担い手として掲載されていくことになるので、現在掲載されていない方については、今後は掲載を考えていくことになると思います。

議長：目標の設定のところにある活動日数は、「月 10 日」とするように局長通知がされているということですが、ここでいう 1 日は、丸々 1 日ということではなく、例えば「1 回当たりは 10 分で月 10 回やった」ということで達成できると解釈して良いわけですね。

事務局：そうです。

議長：他に質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等については決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等については決定とします。

議長：次に、報告第 18 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、事務局より朗読願ひします。

事務局：（朗読）

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 12 ページをご覧ください。該当地は、国道 403 号線の都住交差点の南東の区域に広がる住宅地の一角で、市街化区域内にあります。

届出者は六川の方で、該当地の東隣接地にお住まいです。次の議案でまた報告致しますが、西側の畑が売却され宅地造成される話になったのですが、該当地は届出者の宅地の庭の部分に食い込む状況であったため、届出人としては売却をせず分筆して、宅地の拡張ということで自分の庭として利用することにしようと考えたものです。

これは自己転用に当たるため、法第 4 条の届出になります。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

議長：次に、報告第 19 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号 1 および番号 2 について、関連していますので一括して事務局より説明願います。

事務局：この案件は、先ほどの報告議案第 18 号の関連案件です。地図はそのまま 12 ページをご覧ください。該当地は報告議案第 18 号の西側に続く 2 筆です。

譲渡人は 2 名とも六川の方、譲受人は町内の不動産事業者です。所有権移転を伴う転用となるため、法第 5 条の届出になります。合計 4 区画の宅地造成を行うため、届出がありました。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。続いて、番号 3 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 16 ページをご覧ください。該当地は中町南交差点から東へ 1 区画進んだ所の道路沿いで、届出者が現在お客様用駐車場として使用している土地の一部になっています。

貸付人は該当地の東隣接地にお住まいで、長期にわたり貸し付けているところですが、このたび、転用の届出が出されていないことが分かったため、後追いの届出を受け付けたものです。賃借権の設定であるため、法第 5 条の届出になります。

なお、届出の後に現状の利用が変更されることはありません。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

議長：次に、報告第 20 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 および番号 2 について、関連していますので一括して事務局より説明願います。

事務局：地図は 12 ページをご覧ください。該当地は、都住交差点の北東に位置しています。

貸付人は、番号 1 の方は矢島、番号 2 の方は県外にお住まいで、借受人は六川の方です。

借受人は、先の議案第 31 号番号 18 と 19 の申請者の父親です。子どもが新規就農者として独立するのに伴い、子どもの名義で借りるようにと、借受人から解約申入れがされ、貸付人がこれに応じたものです。

詳細は議案第 31 号にて関谷委員より話があったとおりです。これで借受人名義が変更となりましても、今後も変わりなく借受人側の家族が同様の労力で耕作を続けるということになります。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了致しました。これにて閉会といたします。

閉会 (午後 3 時 51 分)

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和5年3月29日

小布施町農業委員会長

議事録署名委員

議事録署名委員